

令和2年2月27日

各 老 人 福 祉 施 設 長
各 有 料 老 人 ホ ー ム 施 設 長
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者

} 様

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課長
鹿児島県土木部建築課住宅政策室長

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省社会・援護局から独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設等に対する経営資金に関する融資について、周知の依頼がありました。

については、別紙「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する優遇融資の概要」及び「融資の対象」を参照いただき、必要に応じ本優遇融資の活用について、御検討くださるようお願いします。

なお、融資の相談については、下記の独立行政法人福祉医療機構相談窓口へ直接お問い合わせください。

記

[独立行政法人福祉医療機構相談窓口]

- ・ 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 TEL:03-3438-9298
- ・ NPOリソースセンターNPO支援課 TEL:03-3438-4756
- ・ 大阪支店福祉審査課融資相談係 TEL:06-6252-0216

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 池 田）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 中 間）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 中 野）

電話：099-286-3740

事 務 連 絡

令和2年2月21日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局） 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しております。

社会福祉施設等は、地域において支援を必要としている高齢者や障害のある方等にとって欠くことのできないものであるため、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合に、別紙のとおり、経営資金について、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

つきましては、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

**新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する優遇融資の概要**
(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

○経営資金

	通常の融資		本件による優遇融資
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内 (6か月以内)		10年以内 (1年以内)
貸付利率 (令和年月2月21日現在)	0.801%		0.200%

(※) 既往貸付金の返済については、個別にご相談ください。

融資の相談につきましては、(参考2) 独立行政法人福祉医療機構相談
窓口までお問い合わせください。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

NPOリソースセンター NPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談] 顧客業務部 債権課 (TEL:03-3438-9936)

融資の対象

融資の対象施設・事業			融資を受けられる方	取扱区分
			直接貸付	代理貸付
高齢者福祉分野	●特別養護老人ホーム ●養護老人ホーム ●ケアハウス ●老人介護支援センター	●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●認知症高齢者グループホーム ●老人短期入所施設 ●複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）等	●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●一般社団（財団）法人 ●営利法人・NPO法人等	○
	《次に掲げる施設・事業であって借入申込金額が 3.5 億円以下のもの》		●営利法人・NPO法人等	○
児童福祉分野及び母子・父子福祉分野	●保育所 ●障害児通所支援事業	●小規模保育事業 ●放課後児童健全育成事業	●法人	○
	●幼保連携型認定こども園		●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●学校法人	○
	●助産施設 ●乳児院 ●母子生活支援施設 ●障害児相談支援事業 ●児童自立生活援助事業 ●養育支援訪問事業 ●寡婦日常生活支援事業	●児童養護施設 ●障害児入所施設 ●児童心理治療施設 ●子育て短期支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●小規模住居型児童養育事業 ●婦人保護施設	●児童自立支援施設 ●児童厚生施設（児童遊園を除く） ●児童家庭支援センター 等 ●地域子育て拠点事業 ●一時預かり事業 ●母子家庭等日常生活支援事業	○
	●母子・父子福祉センター ●母子・父子休養ホーム		●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団（財団）法人	○
障害者福祉分野	●居宅介護事業所 ●重度訪問介護事業所 ●生活介護事業所 ●自立生活援助事業所	●短期入所事業所 ●重度障害者等包括支援事業所 ●共同生活援助事業所 ●就労定着支援事業所	●自立訓練事業所 ●就労移行支援事業所 ●就労継続支援事業所	○
	●地域活動支援センター ●特定相談支援事業	●一般相談支援事業	●福祉ホーム	○
	●同行援護事業所	●行動援護事業所	●移動支援事業	○
	●障害者支援施設		●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団（財団）法人	○
	●身体障害者福祉センター ●補装具製作施設 ●身体障害者生活訓練等事業 ●手話通訳事業	●盲導犬訓練施設 ●視聴覚障害者情報提供施設 ●介助犬訓練事業 ●聴導犬訓練事業	●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団（財団）法人	○
	●救護施設 ●宿所提供施設 ●社会事業授産施設	●授産施設	●更生施設	○
生活保護・その他の分野	●更生保護事業		●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●更生保護法人 ●一般社団（財団）法人	○
	●特定有料老人ホーム（老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム※であって以下のいずれにも該当するもの） ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院又は介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの。 ・入居定員が 50 人未満のもの。 ・利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。 ※高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む。		●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●一般社団（財団）法人	○
	●認可を目指す認可外保育施設		●法人	○
	●企業主導型保育事業		●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●NPO 法人 ●一般社団（財団）法人等	○

※一般社団（財団）法人には、公益社団（財団）法人を含みます。